

認定登録更新申請書受付要領

(目的)

第1条 この要領は、木材保存剤等審査会（以下「本会」という。）の規約第4条（2）に基づき、本会が行う保存剤等の認定登録更新申請書（以下「更新申請書」という）の受付にあたって、必要な事項を定めるものである。

(申請書の提出)

第2条 認定登録製品の更新を受けようとする者（以下「申請者」という）は、本会会長宛ての更新申請書（書類様式③）および申請する認定協会会長宛ての更新申請書（協会HP参照）を作成し、第3条に定める添付資料等を添えて、本会に申請する。

- 2 認定登録更新認定を受けようとする製品の「種類、性能項目、用途・適用範囲」は認定を受けている協会の区分に準じて記載する。
- 3 更新申請書の押印は原則代表者印とする。日本以外の申請者の場合はサインを可とする。
- 4 更新申請書の提出は PDF 添付 e-mail を可とするが、本会から印影が不鮮明と指摘された場合は、本会宛てに本書を郵送する。
- 5 本会は、申請者が申請する認定協会に審査を依頼する。

(添付資料)

第3条 申請者は、申請書に（1）～（5）の事項を記載した資料を添付する。

（1）更新製品の概要

A4で1～2頁とし、宛名は付けない。各ページに製品名を記載し、ページを付す。そのページが全体の何ページに当たるかが分かる様にする。例えば 4/6 というように記載する。

①更新製品名、認定番号

②申請者名

③提出年月日

④成分表

- a. 成分名は有効成分から記載し、有効成分・助剤は共に機能を記し、組成率の大きな助剤から順に記載する（但し、精製水等を除く）。
- b. 組成は w/w %（質量%）表記とし、全ての成分の含有量を合計 100 % となるようアラビア数字で記入する。
- c. 有効成分の % 表示は製剤化に使用する原体の純度を考慮しない（純度を併記

する)。

- d. 助剤のうち、組成が1%を超えるものは下表の如く記載する。また、組成が5.0%を超える助剤のSDSを製品のSDSに続いて綴じ込む。

配合用途	具体的表現例
界面活性剤:乳化剤	カチオン系、アニオン系、ノニオン系界面活性剤
分散剤(懸濁剤)	天然系、アルコール系、無機化合物系分散剤、カチオン系界面活性剤など
増粘剤	天然系、無機系増粘剤など
溶剤	キシレン/殺虫灯油、アルコール系、高沸点芳香族、石油鎖状系溶剤など
製品保存用の防腐剤	アルデヒド系、安息香酸系、ジアゾール系、トリアゾール系、有機酸系
安定化剤	フェノール系、ベンゾフェノン系、ベンゾチアゾール系など
増量剤	鉱物質系、木質系、プラスチック系など
呈色剤	
着色剤	

⑤原体・製品の法的位置付け

- a. 毒物および劇物取締法
- b. 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律
- c. 消防法
- d. その他(環境基本法、安衛法、化管法等)

⑥使用方法(必要に応じて図を添付する)

⑦過去3年間(当年度を除く)の販売、または製造実績

⑧認定登録期間中の事故等の有無

- (2) 使用承諾書1部(直近の日付のものであること)
- (3) 有効認定製品の認定証(書)写し1部
- (4) 確認書(誓約)1部(宛名は公益社団法人日本木材保存協会会長名とし、押印は申請書に同じ:保存協会認定品の場合のみとする。書式は保存協会HP参照)
- (5) 製品のラベル等1部(宛名は公益社団法人日本木材保存協会会長名とし、押印は申請書に同じ:保存協会認定品の場合のみとする)ラベルには製品名、被認定者名、認定協会のマークおよび認定番号等が原則記載されていること。
- (6) 新規申請時に、野外試験等による防腐性能の結果を提出した注入処理用木材保存剤については、2回目の更新時まで野外試験等の追加成績書を提出すること。
- (7) その他

(審査申請料および審査料の納付)

第4条 申請者は、本会に審査申請料および審査料を添えて申請書を提出する。審査申請料および審査料は別途定める。領収書は金融機関が発行する振り込み明細表等を持って代える。特別に請求書が必要な申請者は事前に本会にその旨申し入れること。

(申請書の受付期間)

第5条 本会の更新申請書の受付は、2月および7月の年2回とする。2月はその年の9月までに認定有効期限を迎える製品とする。7月の受付は、公益社団法人日本木材保存協会ではその年の12月に有効期限を迎える製品とし、公益社団法人日本しろあり対策協会では翌年の4月に有効期限を迎える製品とする。

2 本会は受付1ヶ月前の1月と6月に更新申請の案内を当該製品申請者に e-mail 等で通知するよう努力するが、原則として申請者が更新時期を把握する。

3 認定協会は認定更新した製品名および認定有効期間等を本会に知らせる。

(要領の改廃)

第6条 この要領の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この要領は平成19年7月1日に施行する。
2. この要領は平成27年10月1日に施行する。
3. この要領は2018年12月1日から施行する。
4. この要領は2020年7月3日から施行する。